

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が 施行されました

女性をめぐる課題は、DV、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係悪化など複雑化・多様化・複合化しています。女性を取り巻く環境が大きく変わる中、様々な理由で困っている状況にある女性を支える法律「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)が、本年4月1日に施行されました。

「事情があって働けずにお金がない」「一緒に暮らすパートナーに暴力を振るわれている」など、お困りのことがあれば一人で悩まずご相談ください。秘密は厳守します。

相談先

女性の悩みやDVに関する相談

【国】DV相談プラス ☎0120-279-889 (24時間受付)

【県】埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま

さまざまな悩み相談 ☎048-600-3800

DVに関する相談 ☎048-600-3700

月～水曜日、金・土曜日 午前9時30分～午後8時30分(年末年始を除く)

日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時(年末年始を除く)

【市】人権市民相談課 ☎21-1416

東松山市配偶者暴力相談支援センター(人権市民相談課) ☎81-5702

平日午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

性被害に関する相談

(24時間受付)

【国】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

☎ # 8 8 9 1

【警察庁】性犯罪被害相談電話

☎ # 8 1 0 3

11月12日(火)～25日(月)は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等の取組を重点的に行う期間です。パープルリボンには「女性に対する暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています。



犯罪被害に遭われた人へ

1 犯罪被害に遭われた人へ

犯罪に遭われた人のほか、その親族もご相談ください。まず、お話を伺い、何が必要で何ができるのかを一緒に整理していきましょう。また、相談内容に応じて、適切な関係機関におつなぎします。

2 11月25日(月)～12月1日(日)は「犯罪被害者週間」です

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とする期間です。

3 相談先 一人で悩まずご相談ください。秘密は厳守します。

【県】彩の国犯罪被害者
ワンストップ支援センター
☎0120-735-001
平日午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

【市】犯罪被害者等総合相談窓口
(人権市民相談課)
☎21-1416

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル
☎0120-079714
平日午前9時～午後9時 土曜日午前
9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)